



信用危機におけるキャッシュ・フロー情報の報告は十分か？

一般に、アナリストは日々追加的な情報の入手に努めていると考えられています。キャッシュ・フロー情報は企業の長期的見通しに関する重要な指標となるため、現在の経済情勢の下でキャッシュ・フロー情報を充実させることはよいことだと考えられます。企業はこのような経済情勢を契機に、自社のキャッシュ・フロー情報の開示を見直し、純負債の調整表を含めることについても検討すべきです。PwC UK アカウンティング・コンサルティング・サービスの Frances Bennett がこの問題を詳しく検討します。

現在の市場混乱と世界的な流動性危機により、経営者および投資家のキャッシュ・フロー情報に対する関心はますます高まっています。通常、利益はいかなるビジネスにおいても最も重要な数値とされます。しかし、もし利益が現金化されないならばビジネスは破綻してしまいます。このような理由から、企業における流動性および現金を生成する能力がより重視されるようになっていきます。

PwC が 260 名を超えるアナリストおよび投資家に対して実施した調査(『Corporate reporting: is it what investment professionals expect? (企業報告: 投資専門家が期待する情報が提供されているか?)』2007 年 11 月)では、企業への投資を判断する際のキャッシュ・フロー情報の重要性が強調されています。この調査では、現在提供されているキャッシュ・フロー情報のレベルが利用者のニーズを満たしているかどうかを問題にしています。

現在の実務ではどのように報告されているか？

現在、一般的なアニュアル・レポートでは、最低限のキャッシュ・フロー報告として、キャッシュ・フロー計算書および 1 つまたは 2 つのキャッシュ関連の注記が行われています。一方、アニュアル・レポートのそれ以外の部分では、およそ 100 ページにわたって、30 項目ぐらいの勘定科目に対する注記が行われています。

キャッシュ・フロー報告は、国際会計基準第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」(IAS 第 7 号)で規定されています。期中のキャッシュ・フローは、営業活動、投資活動および財務活動に分類されます。キャッシュ・フローの分類に関するガイダンスでは、金額について合理的な範囲での裁量が認められています。これにより財務諸表作成者は、自社の事業に適したキャッシュ・フロー計算書の表示が可能となります。ただし、これにより実務に多様性が生じ、企業間の比較可能性がより困難になる可能性もあります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、直接法 (IAS 第 7 号で推奨) または間接法で報告することができます。財務諸表作成者はどちらかの方法を選択できますが、実務上は、地域によってある程度の統一性があります。例えば、英国では間接法が広く利用されていますが、オーストラリアでは主に直接法が用いられています。PwC の調査では、どちらの方法が投資家にとってより有益かについて意見が分かれています。多くの人はこれら二つのアプローチの「複合型」が望ましいと考えています。

主要な開示には、配当金や利息の受取額や支払額、法人所得税の支払額、現金残高に発生する為替相場の変動による影響額などが含まれます。また IAS 第 7 号では、現金および現金同等物と貸借対照表におけるこれらの金額との調整や、用途制限付の現金の詳細等の開示が要求されています。

他にどのような開示が有益か？

一部の企業では既に IAS 第 7 号で要求される以上の開示を行なっています。アナリストからの要求が多い項目で、企業が自ら提供する場合もあるものとして純負債の調整表があります。これは期中のキャッシュと純負債の変動を示すものです。これにより、表面上現金が大幅に増加したように見える企業について、実際にはそれに対応して負債が増加していないかどうかを容易に確認することができます。

また IAS 第 7 号は、利用者による企業の財政状態や流動性の理解に役立つかもしれない、いくつかの「任意の」開示も提案しています。これらの情報としては、セグメント別キャッシュ・フローの金額や、事業規模の維持に要するキャッシュ・フローと区別される営業活動の拡大を示すキャッシュ・フローの金額等があります。ただし、これらの任意の開示を行っている企業はほとんど存在しないようです。

またこれとは別に、現在開示が要求されていないものの利用者の理解に役立つ可能性のあるものとして、事業の取得と処分に関するキャッシュ・フロー情報の個別表示があります。これにより利用者は過去の実績に基づき正確な動向分析を行うことができます。現在提供されている情報から取得側企業グループの基礎的なキャッシュ・フローの動向を正確に把握することは、不可能ではないにしても困難でしょう。

さらに、引受債務は区分して開示されません。IAS 第 7 号は、「取得もしくは処分された子会社または事業における現金および現金同等物以外の資産および負債の金額を主要な区分ごとに要約したもの」の開示を要求しています (IAS 第 7 号第 40 項(d))。一部の企業は、当該債務を他の区分 (例えば流動負債) に表示して、個別に識別できないようにしています。

その他、財務諸表上で必ずしも容易に識別できない項目として、企業の借入高に係る外国為替の影響があります。IFRS 第 7 号「金融商品：開示」では、「…報告日現在でさらされていた金融商品から生じるリスクの性質及び範囲を、財務諸表の利用者が評価することができるような情報」の開示を要求しています (IFRS 第 7 号第 31 項)。この開示には、連結グループの借入額の他の通貨建ての帳簿価額が含まれる可能性があります。ただし、企業の借入に係る為替変動の計算に当該企業の為替レートをを用いるかどうかは、利用者の判断に委ねられます。

一部の企業は、既に追加的なキャッシュ・フロー情報を提供しています。これらの情報には、「フリー・キャッシュ・フロー (free cash flow)」や「基礎的キャッシュ・フロー (underlying cash flow)」などの項目が含まれるでしょう。ただし、これらの情報が有用なものとなるのは、それらが明確に定義され、基礎となる法定財務諸表への調整が行われている場合に限られます。

メッセージの管理

追加的なキャッシュ・フロー情報の表示については、利用者のニーズとの調整が必要です。情報の過剰な提供は、財務報告の影響力およびそれにより伝達しようとするメッセージの効果を低下させる可能性があります。企業は、現在の経済情勢を契機にキャッシュ・フロー情報の開示を見直すべきでしょう。

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.